

定 款

株式会社 ドリコム

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ドリコムと称し、英文では、Drecom Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ゲームアプリケーション及びゲームソフトウェアの企画、開発、運営及び提供
2. ゲームアプリケーション及びゲームソフトウェアを提供するプラットフォームの企画、開発、運営及び提供
3. 情報通信サービス及び情報提供サービスの企画、開発及び運営
4. コンピューターシステムの企画、開発、運営、販売及び保守
5. ゲームアプリケーション、ゲームソフトウェア、コンピューターシステムの企画、開発、運営及び保守に関するコンサルティング業務
6. 静止画、動画、音声、文字等のデジタルコンテンツの企画、制作及び販売
7. 音楽の原盤制作及び著作物の利用手法の開発
8. 音楽及び映像ソフトの企画、制作及び販売
9. 書籍等の印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
10. コンテンツグッズの企画、製作及び販売
11. 音楽、映像、演劇に関連するイベントの企画、運営及びプロモーション
12. 動画投稿者、芸能タレント、音楽家の育成、マネジメント及びプロモーション
13. 広告制作業、広告代理店業及び宣伝広告事業
14. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業及び各種マーケティング業及びコンサルティング業
15. 情報提供サービス、集金サービス、集金代行サービス及びポイント発行サービスの企画、設計、開発、制作、管理、運営及び代行
16. 仮想通貨及びブロックチェーンを活用したプラットフォーム、アプリケーション及びその他サービスの企画、設計、開発、運営、管理及び提供

17. 有価証券の保有、売買及び運用
18. 投資業及び投資顧問業
19. 投資事業組合財産の運用及び管理
20. 著作権、著作隣接権、意匠権、工業所有権の取得及びその管理、運用
21. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利行使に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は東京都区内においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集者及び議長)

- 第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によ

り、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役、取締役会及び代表取締役

(員数)

第 17 条 当社に取締役 4 名以上を置く。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以上とする。

(選任)

第 18 条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の

1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部また

は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第 28 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発す

る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 32 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 14 期定時株主総会におい



て決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第 2 条 定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上